

トルコ出張調査報告書
(地方視察編)

平成 16 年 7 月

法務省入国管理局

目 次

第 1 章	はじめに	1
第 2 章	調査の概要等	2
第 1 節	調査者	2
第 2 節	調査概要	2
第 3 章	中央省庁における調査結果	3
第 4 章	ガジアンテップ県における調査結果	5
第 1 節	ガジアンテップ市内の状況	5
第 2 節	ガジアンテップ県庁	5
第 3 節	ガジアンテップ県警察本部	6
第 4 節	ガジアンテップ県警テロ対策課	6
第 5 節	ジャンダルマ・シュヒットキャミル署	9
第 6 節	ジャンダルマ・シュヒットアーリフ支署	9
第 7 節	シュヒットキャミル郡テキルスイン村等の視察	10
第 5 章	カフラマンマラシュ県における調査結果	15
第 1 節	参考	15
第 2 節	カフラマンマラシュ県警察本部	15
第 3 節	カフラマンマラシュ県裁判所検察局	15
第 4 節	カフラマンマラシュ県庁	17
第 5 節	パサルジュック郡ヒュルリエット村等の視察	18
第 6 節	ジャンダルマ・パサルジュック署	22
第 6 章	アドゥヤマン県における調査結果	24
第 1 節	参考	24
第 2 節	アドゥヤマン県庁	24
第 3 節	アドゥヤマン県裁判所検察局	24
第 4 節	アドゥヤマン県警察本部	26

第5節	アドウヤマン県ギョルバシ郡庁	26
第6節	アドウヤマン県ギョルバシ郡裁判所検察局	27
第7章	マラティア県における調査結果	30
第1節	参考	30
第2節	マラティア県庁	30
第3節	マラティア県裁判所検察局	30
第4節	マラティア市ジュマル・ギユルセル地区の視察	32
第8章	クルド人運転手の供述内容	37

巻末資料 18点

巻末写真 290点

第1章 はじめに

我が国に難民認定制度が発足した昭和57年以降、トルコ国籍を有する者からの難民認定申請者数は483人に上り、これは国籍別申請者数の第1位を占めている（平成15年末現在）。特に平成13年には123件（同年の申請件数中第1位）、平成14年には52件（同第1位）、平成15年には77件（同第2位）というように、トルコ国籍を有する者からの難民認定申請件数は近年急増しているが、本年も5月末現在で既に79件の申請を受けており、今後も更に増加することが見込まれている。

これらトルコ国籍を有する難民認定申請者はいずれもいわゆるクルド人と称するものであり、その多くはクルド人であるがゆえにトルコ政府（特に治安関係機関である警察やジャンダルマ）による迫害の危険にさらされている旨主張している。

これに対し、当局は、これまでトルコ国籍を有する者について難民と認めたことはなく、いずれの申請に対しても難民不認定処分を行っているが、近時、こうした処分の取消しを求め、国を被告とした行政訴訟が多数提起され、さらに、裁判所が法務大臣による難民不認定処分を取り消す旨の判決を下す例が散見されるようになった（平成16年4月15日名古屋地裁判決、同月20日東京地裁判決）。

これら判決に共通しているのは、トルコ政府による人権保障改善の努力が十分ではないと評価するとともに、原告（難民認定申請者）が提出した証拠の真偽について、当局が関係機関を通じて行った調査結果の信用性を疑問視していることである。例えば、平成16年4月15日名古屋地裁判決は、「警察官による超法規的な人権侵害事件については、無罪率が高く、有罪となっても量刑が軽く、治安組織において人権尊重の姿勢が根付いているとは認めがたい」旨述べるとともに、原告が迫害の証拠として提出した逮捕状について、偽造と判明した旨の報告書を当局が証拠提出したにもかかわらず、「調査内容の詳細が判明しない以上、調査結果の妥当性を検証することができないから、偽造であると断定することにもちゅうちょせざるを得ない」としている。

そこで、トルコ政府による最近の人権保障改善状況を実地に調査するとともに、直接トルコ政府関係機関に対して公文書の真偽確認を行う必要がある。

また、我が国で難民認定申請に及んだ者の出身地が特定の集落に集中しており、しかもその集落はいずれもいわゆるPKKが活発に活動している地域からは離れた農村部であること、実際、難民認定申請を取り下げて帰国する者等から詳細に事情聴取を行った結果、出稼ぎ目的で来日し、在留を許可される手段として難民認定制度を利用した旨自認していることなどからすれば、原告（難民認定申請者）の多くが出稼ぎ目的で来日していることが推測され、その出身地域を視察して生活実態を明らかにする必要がある。

そして、これら調査結果について、その調査過程も含めて報告書とし、これを証拠として裁判所に提出することが事実に基づいた認定を求める上で必要不可欠であることから、今回の出張調査を実施することとしたものである。

なお、以上述べた調査の趣旨については、今回の調査に先立ち、あらかじめトルコ政府関係諸機関に対して告知するとともに、個別に訪問する都度口頭で説明し、いずれも理解の得られているところである。

第2章 調査の概要等

第1節 調査者（当方）

法務省入国管理局

局付 井上一朗（以下「局付」という。）

総務課難民認定室認定係長 加藤輝昭

第2節 調査概要

1 中央省庁における調査結果

（詳細については、追加資料を入手等した後、別途報告書化する予定であり、本報告書においては必要な限度で報告する。）

2 ガジアンテップ（Gaziantep）県における調査結果

（1）県庁

（2）県警察本部

（3）県警テロ対策課

（4）ジャンダルマ・シュヒットキャミル署

（5）ジャンダルマ・シュヒットアーリフ支署

（6）シュヒットキャミル（Sehitkamil）郡テキルスイン（Tekirsin）村及びその周辺

3 カフラマンマラシュ（Kahramanmaras）県における調査結果

（1）県警察本部

（2）県裁判所検察局

（3）県庁

（4）パサルジュック（Pazarcik）郡ヒュルリエット（Hürriyet）村及びその周辺

（5）ジャンダルマ・パサルジュック署

4 アドゥヤマン（Adiyaman）県における調査結果

（1）県庁

（2）県裁判所検察局

（3）県警察本部

（4）ギョルバシ（Gölbasi）郡庁

（5）ギョルバシ郡裁判所検察局

（6）ギョルバシ警察署

5 マラティア（Malatya）県における調査結果

（1）県庁

（2）県裁判所検察局

（3）ジュマル・ギュルセル（Cemal Gürsel）地区

第3章 中央省庁における調査結果

法務省国際法規・国際関係局

- 1 日時 平成16年6月30日(水) 15:00~17:50
- 2 場所 法務省国際法規・国際関係局
- 3 先方
- 4 注) の供述要旨(逮捕状等司法機関が作成したとされる公文書の真偽確認について)

(当方から

- 資料1-1-1 に対する管轄外決定書と題する書面
- 資料1-1-2 同人に対する不在逮捕令状と題する書面
- 資料1-2 に関する召喚状と題する書面
- 資料1-3 に対する逮捕令状と題する書面
- 資料1-4 に対する検事総長室作成とされる書面
- 資料1-5 に対する逮捕令状と題する書面
- 資料1-6 に対する逮捕状と題する書面
- 資料1-7 に対する逮捕令状と題する書面

に関して、その原告氏名部分をマスキングした写しを呈示したところ、先方は、憤慨した様子で)なぜ氏名をマスキングしなければならないのか。それでは100パーセント完全な回答は困難である。

もちろん、記載内容だけからでも、この資料が真正のものでないことをある程度指摘することはできる。

100パーセント正しい回答を行うためには、結局のところ、その裁判所において当該人物に対して逮捕状を発付したことがあるのかという事実自体を確認しておく必要がある。

実際、欧州各国も、難民案件に関し、申請者の氏名を明らかにした上でトルコ政

府に対して事実確認を求めている。例えば、トルコ国籍を有する者がトルコ政府から人権侵害を受けたと主張して欧州人権裁判所に提訴した場合、同裁判所はトルコ政府に対し、当該訴訟提起者の氏名を明らかにした上で事実関係の確認を求めてくるのが通例である。また、例えばドイツ等は、難民認定申請者が逮捕状等の公文書を証拠として提出してきた場合、マスキングなしに当該公文書をそのままトルコ政府に提示し、その真偽の確認を求めてきている。

トルコでは、海外で難民認定申請することは何ら犯罪ではなく、したがって帰国したからといってその者を処罰するようなことはあり得ない。

注) 英国内務省移民国籍局レポート2003年版も、「外国で庇護を申請したという理由だけで、トルコ国民がトルコで迫害されることを示すものはない。」(6.90)、「ドイツの入国管理局は1999年7月に、一般に亡命を却下されてトルコに帰国する者には、迫害される恐れはないと報告した。」(6.97)と述べている。

もちろん、海外であろうと、公文書偽造罪又はその行使罪を犯していれば、国外犯処罰規定もあるので当然処罰の対象とはなるが、これはあくまで「理論的には」という話であって、国外での犯罪行為については証拠の収集が難しいのが現状で、これまで難民認定申請時に偽造公文書を証拠提出したからという理由で処罰した例など聞いたことがない。

いずれにせよ、上記各書類の真偽については、基本的には作成者とされる各裁判官又は検察官の所属している庁でなければ確認できないので、各作成者の所属庁に対し、マスキングのないものを呈示していただきたい。

第4章 ガジアンテップ（Gaziantep）県における調査結果

第1節 ガジアンテップ市内の状況

資料2 ガジアンテップ市内地図

写真1ないし4 市中心部繁華街（Hürriyet 通り周辺）の夜間の景観

写真5ないし15 上記地域の昼間の景観

写真16ないし30 市内中心部にある城跡（Gaziantep kalesi）周辺の景観

なお、写真22、23の中央部に写っているのはサッカースタジアムであり、これを近接して撮影したのが写真24である。

写真31ないし38 市内中心部にある大型ショッピングセンター「MIGROS」の店内及びその周辺の景観

写真39ないし44 郊外にある大型ショッピングセンター「real」及びその周辺の景観

資料3 real に併設されたホームセンター「Praktiker」のパフレット
これを見ると

家庭用エアコン 約3億リラ（約2万円）ないし約13億リラ
（約8万円）

コーヒーメーカー 約3千万リラ（約2千円）

洗面台 約3億7千万リラ（約2万円）

冷蔵庫 約5億4千万リラ（約3万6千円）

といった値がつけられている。

写真45ないし51 市中心部の高級住宅街（県庁の北西部）の景観

第2節 ガジアンテップ県庁

1 日時 平成16年7月5日（月）10:00～10:45

2 場所

3 先方

4 の供述要旨

調査の趣旨は了解した。写真を撮影して裁判官に説明されればいい。なお、農村を視察する際には、村人を驚かせないため、ラフな服装で行かれたらどうか。

トルコでは、村人間の結び付きが強いので、一人が日本に行けば他の者も一斉に日本に行くというのは、十分考えられることである。トルコ人は、1960年代以降、ヨーロッパで仕事を探しているが、ヨーロッパの例を見ると、トルコの村全体がそっくり移り住んだという例もある。あるベルギー人が、「我が国にトルコのエミルダーという村の者がたくさん住んでいるが、今ベルギー国内に出来たエミルダー村とトルコの本来のエミルダー村は、どちらが大きいのか」などと冗談を言っていたことがある。

この機会に、是非トルコの農村部の現実を見て欲しい。確かに、経済的動機に基づく者が難民ではないことは、私もよく承知している。いくら日本で働きたいからといって、難民であるなどと主張することは、日本政府にとっては好ましいことで

はないだろう。ただ、そのような手段を取らざるを得ないほどの貧困という現実があることも、知ってほしい。豊かな国で働きたいという彼らの心情は理解してやってほしい。

第3節 ガジアンテップ県警察本部

1 日時 平成16年7月5日(月) 10:55~11:10

2 場所 県警

3 先方

4 の供述要旨

調査の趣旨は了解した。トルコ人の難民申請という現象は、貴国だけでなくヨーロッパ諸国でも発生している。私は、日本で難民申請しているトルコ人の動機は経済的なものであると思う。実はトルコでも同じことが起こっており、我が国民より更に貧しいイラン人やイラク人が我が国にやってきて、我が国に対して難民認定申請しているのである。

今回の調査には最大限に協力するが、トルコ国民も日本政府に対して悪意があっ
てやっているのではないことを、理解して欲しい。彼らは海外で働いて豊かな生活
を得るためであれば、何でもやる。これは仕方のないことである。

(注)トルコは難民条約に加入しているが、UNHCRのデータによれば、トルコによる難民認
定状況は以下のとおり

1998年	申請6,838件	認定2,229件
1999年	申請6,606件	認定1,907件
2000年	申請5,685件	認定2,716件
2001年	申請5,041件	認定2,869件

第4節 県警テロ対策課

1 日時 平成16年7月5日(月) 11:25~14:00

2 場所 テロ対策課

3 先方

(写真52, 53 なお、写真53の左から2番目が

4 の供述要旨

(1) 供述調書の真偽確認について

(当方から以下の書類を提示

資料1-8-1 に関する報告書

資料1-8-2 同人の供述調書

資料1-9 の供述調書)

いずれも本物である。全く同様の書類がいずれも捜査関係記録の中にある(局
付において確認済み)。

(捜査記録を見ながら)まず について説明すると、彼は、
日本に行って不法就労していたが、その間にPKKのテロ活動を支援していたと
いう容疑で、 に逮捕されて起訴されている。しかし、この判決が出る

前の [] した。

(当方が、「

[] と問いかけると、先方は驚いた様子で、笑いながら)

次に、 [] について説明すると、同人は、 [] に被疑者リストに登載されている。

注) その後他県の検察庁等で聞いた結果も総合すると、このリストに登載される者は、逮捕状の発付されている者に限定されていない。単に密告があっただけでも被疑者として立件される場合があり、そのように単に被疑者として立件されているだけの者も上記リストに登載されている。したがって、リストに登載されているからといって必ず逮捕されるとは限らない。

そして、 [] に [] が旅券発給の申請を行い、その際リストと照合してヒットしたことから、当課は、 [] を逮捕し、翌21日には検察に送致した。

ガジアンテップ県裁判所検察局の検察官は、上記 [] を2週間ほど勾留した後に釈放するとともに在宅起訴した。記録によれば、その後事件はアダナ国家治安裁判所に移送され、無罪になっているようである。聞くところでは法改正が影響しているようであるが、詳細については当課では把握していないので、裁判所に確認してもらう必要がある。

注) 今回の調査では、日程の都合上、アダナ市を訪問して確認することはできなかったため、詳細はなお不明ではあるが、 [] の言う「法改正」は、2000年のいわゆる恩赦法(法律第4616号)の成立を指すものと思われる。

英国内務省移国籍局レポート2002年版及び2003年版によれば、トルコ刑法169条(非合法組織への援助と支持の罪)に基づき起訴された者に関し、2000年12月21日に成立した恩赦法に基づき、1999年4月23日以前に犯されたものについては被告人の釈放及び訴訟手続の停止の対象とされ、また、運用面においても、十分な証拠があっても裁判所が被告人を無罪にするようになったとされている(同レポート2002年版5.161、2003年版5.43以下)。

なお、この判決が出たのは [] が出国した後のようである。現在、 [] については被疑者リストへの登載はない。

(当方から「

[] と主張しているが、どうか」と問いかけたところ、先方は笑いながら、机上にあったファイルを指し示し)それなら記録で確認してみましよう。そんな話が本当かどうかは、記録を見ればすぐにわかることである。あらかじめ説明しておく、我々は、まず被疑者を逮捕して留置場に収容する際、医師の診断を受けさせることを義務づけられている。この医師は、警察の嘱託医ではなく、保健省の出先機関である各県保健局に所属している医師であり、警察からは独立した存在である。そして、検察庁に送致する際にも、再度保健局所属の医師の診

断を受けさせることが義務づけられているのである。[REDACTED]に関してそれぞれの医師のレポートが記録に綴られているが、これを見る限り、送致時に実施した健康診断でも何ら異常は認められていない（局付及び通訳人において原本確認済み）。

（当方の「検察庁に送致された後はどうか」との問いかけに対し）送致した後も身柄は警察の留置場に残っているが、警察は送致した後一切取調べを行わない。トルコでは、送致した後の捜査は全て検事が行っている。これはジャンダルマが逮捕した者についても同様である。

注）その後他県の検事からも聴取した結果、トルコにおいては、警察及びジャンダルマは被疑者逮捕までの捜査及びその所在捜査を受け持っており、逮捕した後は検事だけで当該事件の捜査を行っていることが確認された。

（2）被疑者リストへの登載の有無について

（当方の「[REDACTED]の供述調書に登場する者の中で、実際に被疑者リストに登載された者が他にいないか、すぐに確認することは可能か」との問いに対し、机の上のパソコンを示しながら）これを使えばすぐにできる。今確認してみたところ、上記供述調書中に登場する他の者については被疑者リストへの登載はない。

誰について立件するかはあくまで検事の指示によるものであり、その理由は私にはわからない。検事が[REDACTED]の事件を捜査した結果であるとしか言いようがない。

もともとガジアンテップは裕福な県であり、そのためテロ活動も活発ではなかったから、南東部と比べて取締りも緩やかだった。

（当方からの「トルコの警察は、日本でのPKK関連の活動について、どのように見ているのか」との問いかけに対し、）最近届いた在京トルコ大使館からの書簡にも書いてあるが、現在日本でPKK関連のテロが起こる可能性はないと、我々は考えている。

（当方が、[REDACTED]（[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日生）の登載の有無を確認するため、「[REDACTED]という人物の確認をしてほしい。この人物は、[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日生まれである」と述べると、先方は、しばらくパソコンを操作した上で）お尋ねの人物については、現在被疑者リストに登載されている。彼は、今日本にいるようだ。

[REDACTED]が確認されており、これに関する罪で被疑者リストに登載されている。彼が帰国次第捜査を行うことになるだろう。ただし、[REDACTED]について立件されているのはこの点のみで、政治犯による立件など一切ない。

（4）村落の視察について

今ジャンダルマと相談した結果、道案内のため、ジャンダルマをあなたがたに同行させようと思う。案内する村は平和な村ではあるが、道中、万が一あなたがたが強盗等の被害に遭ってはいけなないので、安全確保という意味でもジャンダルマが同行したほうがいい。

村落を視察するに当たっては、周囲の村もよくご覧になるといい。

第5節 ジャンダルマ・シュヒットキャミル署

- 1 日時 平成16年7月5日(月) 14:10~14:30
- 2 場所 ジャンダルマ・パシュプナル支署
- 3 先方 [REDACTED] ほか1名
- 4 [REDACTED] の供述要旨

調査の趣旨は了解した。今からあなたがたをテキルスイン村までご案内する。村を訪問する際、あなたがたの本当の身分や訪問目的は話さないほうがいいだろう。そのほうが、普通の状態の村の様子を見ることができると思う。(当方いずれもスーツ姿であったのに対し、) 格好も、もっとラフなものに着替えたほうがいい。

第6節 ジャンダルマ・シュヒットアーリフ支署

- 1 日時 平成16年7月5日(月) 14:40~15:05
- 2 場所 ジャンダルマ・シュヒットアーリフ支署
- 3 先方 [REDACTED]
- 4 [REDACTED] の供述要旨

今からテキルスイン村とその周辺に案内する。なお、テキルスイン村は、本体の集落とその東のチャムルル地区から成り立っている。

資料4 テキルスイン村周辺の地図

なお、入手した地図によれば、チャムルル地区は「ボイルジャ (Boyluca) 地区」と表記されているが、[REDACTED] に確認したところ、ボイルジャというのは過去の名称であり、現在の正式名称はあくまでチャムルルであるとのことであった。

本日は、是非近隣の村々も見たい。あなたがたが行こうとしている村が、他の村よりも裕福な生活をしていることが分かるだろう。彼らが最近日本に出稼ぎに行っているという噂は、私も聞いていた。彼らは、日本から送金された金で、いい家を建てている。最近、彼らの家は急激に良くなっている。そういえば、元村長の息子も最近出稼ぎから帰ってきたようだ。

今日本に出稼ぎに行っている連中の中で、我々が関心を持っている人間など全くいない。

そういえば、昨年、同じ村に日本人が来た。実は、昨年、日本にいるトルコ人から密告の電話があり、よからぬ目的で村に行く日本人がいるから気を付けろとのことだった。そして、2003年11月初めころ、我々がちょうどコチュル (Koslü) 村イエルブケン (Yelbüken) 地区を巡回した際、日本人がいたので、旅券を見せてもらったところ、その日本人は [REDACTED] という人物だった。彼は村の写真を色々撮っていたが、やけに汚いところばかり狙ったように写真を撮っていたので、我々も不思議に思っていた。彼は、我々に対し、「以前日本にいた人が兵役で帰国したので、やってきた」などと言っていた。

(当方の、「[REDACTED] なる人物についてどうしたのか」という問いかけに対し、笑っ

て) 別に何もしない。何もできない。ここは民主主義の国だから、どこでどんな写真を撮ろうが自由だ。だから、彼がその後どうしたのか、私たちは知らない。

第7節 シュヒットキャミル (Sehitkamil) 郡テキルスイン (Tekirsin) 村及びその周辺の視察

1 日時 平成16年7月5日(月) 15:10~16:45

2 同行者 [REDACTED] ほか数名

注) 通訳人によれば、[REDACTED] 以外の者はいずれも兵役の者のものであるとのことであった。

3 視察場所

(1) アクチャギョス (Akçagöze) 村

[REDACTED] によればトルコ語を話す集落であり、このあたりの標準的な集落とのことであった。

車から降りて数分間のみ視察した。

写真54ないし59 アクチャギョス村に至るまでの景観

写真60ないし64 アクチャギョス村の状況

(2) アクチャブルチ (Akçaburç) 村

[REDACTED] によればトルコ語を話す集落である。

車から降りて数分間のみ視察した。その際、子供たちが集まってきて、写真を撮るよう求めてきた。

写真65ないし68 アクチャブルチ村に至るまでの景観

写真69ないし76 アクチャブルチ村の状況

(3) テキルスイン (Tekirsin) 村

[REDACTED] によれば、テキルスイン村本体であり、ここではむしろトルコ語で会話がされており、ここから日本に出稼ぎに行っている者は聞いたことがないとのことであった。

車から降りて数分間のみ視察した。

写真77ないし83 テキルスイン村の状況

なお、写真77は小学校である。

(4) 同村チャムルル地区

資料5 チャムルル地区の概略図

ア 我々がジャンダルマとともに到着すると、間もなくして村人数名が集まってきた。彼らは、我々に近づく際、いずれも笑顔で、我々を警戒する様子は窺えなかった。村人たちは、[REDACTED] に口々に質問していたが、その様子からは、ジャンダルマに対する畏怖は窺えなかった。

なお、調査の過程を通じて慎重に観察した結果、同行したジャンダルマは日本語を解さないものと判断された。

イ そして、複数の壮年男性たちが、当方に対し、笑顔で、口々に日本語で「こんにちわ」と声をかけてきた。

そのうちの中心的な男性は、当方に対し、笑顔を見せながら日本語で「こん

にちわ。[redacted]です。[redacted]。日本行ったことある。[redacted]
[redacted]。[redacted]にいた。日本の家はちっちゃい。僕の家、大きくて立派。中も
きれい」などと得意げに述べ、一軒の家を指さした。

写真84ないし86 自称[redacted]の家と説明された家屋

なお、写真84の左端の人物が自称[redacted]である。

また、写真86は玄関を拡大撮影したものである。

また、自称[redacted]は、日本語で「日本にたくさん行った。〇〇も行った」
などと、村人の人名らしきものを矢継ぎ早に述べたので、局付が「なぜみんな
日本に行くのか。日本が好きなのか」と尋ねると、自称[redacted]は、笑いなが
ら、日本語で「好きも嫌いもない。お金稼ぐだけ」と答えた。

ウ また、村の入口付近にひときわ目立つ家があったことから、局付が「あの家
は誰の家」と尋ねると、自称[redacted]は、日本語で「[redacted]
[redacted]今、日本。」と答えた。局付が通訳を介して建造年月日を尋ねると、
自称[redacted]は、日本語で「[redacted]」と答えた。なお、我々がこのように調査
をしている間、[redacted]宅内には人がいる様子が窺われたが、こ
の家のも者だけは外に出てこようとしなかった。

写真87ないし90 [redacted]の家と説明された建物

エ そのうち、更に村人の数は増え、みなが口々に自分たちを写真に撮ってくれ
と求め始めたことから、村内において写真撮影を実施した。

写真91ないし110

なお、村人の説明によれば、写真96は[redacted]なる人物の家と
して、写真97は[redacted]なる人物の家として、それぞれ説明された家屋
である。

また、写真98は、[redacted]なる人物の家として村人から説明され
た家屋であるが、村人たちによれば、[redacted]本人は日本の[redacted]
[redacted]とのことであった。

また、写真101の赤い帽子を被った壮年男性は、自らを[redacted]
[redacted]と名乗り、日本語を解し、「日本に行ったことある。息子は日本で結婚し
た。結婚式に出るために日本に行った」などと述べた。

なお、村人に求められるまま写真撮影を実施していたところ、突如[redacted]
[redacted]の家と説明された家屋の階段に座っていた老女が何か大声で叫んだ。
通訳人によれば、老女の言っているのは「写真撮れ」という意味であるとのこ
とであり、また、村人らによれば、老女は[redacted]の祖母とのこと
であった。

写真103 上記老女

オ 上記のように当方が撮影する際、ジャンダルマは特に当方に注意を払うこと
もなく、他の村人と雑談をしている様子であった。

局付において、ジャンダルマがいずれもこちらを注視していないことを確認
した上で、自称[redacted]に対し、小声で「ジャンダルマは怖い？」
と尋ねると、同人は、にっこりと笑いながら、右手を顔の前で左右に振りつつ

「怖くない」と答えた。

カ 通訳人によれば、村人たちは、[redacted]や通訳人に対してはトルコ語で話しかけていたが、自分たちどうしは、ジャンダルマの目の前でも平気でクルド語で会話しているとのことであった。

(5) コチュル村イエルブケン地区

[redacted]によれば、ここもクルド人の集落とのことであった。

我々が車を降りると、老年の男性1名が近寄ってきて、[redacted]に話しかけてきた。以下は、通訳人により通訳してもらった老年男性と[redacted]の会話である。

伍長) この辺に日本に行っている家はあるか。

老人) 日本に俺の息子[redacted]と娘[redacted]が行っている。

伍長) 息子たちから仕送りは来るのか。

老人) とんでもない。息子はまったく送金してこない。とんでもない息子だ。(一軒の家を指さしながら) だから、あんな家のままだ。あっちを見ろ。([redacted]

[redacted]宅の方角を指しながら) [redacted]はいいことをしているではないか。村長の息子[redacted]も日本から送金したので、立派な家が建った。〇〇の家も立派な家だが、今、息子の[redacted]は日本の[redacted]と聞いた。もちろん、その家は、日本にいる息子からの送金で建てた。あいつらはみんな、日本からの仕送りで家を建てた。なのに俺の息子はちっとも送金してこない。あの家を見ればわかるだろう。

老人は、手を額に当てるなどして大げさに嘆いてみせ、その様子に思わず [redacted]も笑い出していた。

写真111ないし114 イエルブケン地区内の状況

なお、写真114が上記老年男性の家と説明されたもの

写真115, 116 上記老年男性から聞き込みした際の状況

さらに、[redacted]は、ちょうど近くに車座になって座っていた女性たちに近寄り、何か話しかけた。その会話は確認できなかったが、女性たちはみな楽しげな顔で[redacted]を迎えており、ジャンダルマを怖がる様子は全く認められなかった。

写真117ないし119

[redacted]は、当方に対し、「見てくれ。この地区には6世帯しかないのに、政府は立派な小学校を建てた」と述べた。指摘された小学校は、トルコ人居住地区以上に立派なものであった。

写真120 イエルブケン地区の小学校

(6) チャムルル地区(再訪)

ア 当方は、同地区の全景を再確認すべく、再度同地区を訪れ、写真撮影を実施した。

写真121ないし125 チャムルル地区の状況

写真126, 127 近隣の村の状況

イ 当方が写真撮影を実施しているうち、ふと見ると、[redacted]宅

と説明された家屋の付近において、[REDACTED]が、先ほど訪れた際には見かけなかった若者と会話していた。その会話の内容までは確認できなかったものの、雰囲気は良質なものと認められた。当方が近づいていくと、[REDACTED]が「彼が[REDACTED]の息子だ。」と説明した。

その若者は、当方の姿を認めるや、はっとした様子で顔をこわばらせた。局付において、「お父さんはどうしているの」などと尋ねたが、その若者は局付をにらみつけて黙り込んだ。その様子からは、上記若者が当方の職業をある程度推察し、当方に敵意を有していることが窺われた。

局付が「写真を撮ってもいいか」などと尋ねると、上記若者は、一瞬躊躇した様子を示したが、やがて頷いた。そこで、写真撮影を実施した。写真撮影後も上記若者は、当方に対しては笑顔を見せようとしなかったが、[REDACTED]に対しては笑顔を見せていた。

写真128 左から2番目が[REDACTED]の息子と説明された人物

ウ 当方が調査を実施していたところ、自動車1台が村に戻ってきた。その自動車に乗っていた壮年男性たちも、当方に向かって口々に日本語で「こんにちわ」と話しかけてきた。自称[REDACTED]によれば、この車両の中の男性の中にも日本で働いていた者がいるとのことであった。

写真129, 130 自動車の状況

エ また、村の外れにある派手な家について聞き漏らしていたことから、自称[REDACTED]らに家の所有者を訪ねたところ、彼らは「[REDACTED]だ。彼も日本にいる。日本では[REDACTED]はずだ」と答えた。

注) [REDACTED]に東京地方裁判所に対して難民不認定処分取消等請求訴訟を提起した[REDACTED]は、ガジアンテップ県コチェル村出身と称しているが、上記家屋はあくまでチャムルル地区の外れにあったものである。

写真131, 132 [REDACTED]の家と説明されたもの

(7) インジェス (Incesu) 村

帰路、同村の[REDACTED]を訪れて休憩した。同村の人々にも、特にジャンダルマを怖がる様子は認められなかった。局付において、[REDACTED]に対し、チャムルル地区の住民について尋ねると、[REDACTED]は、笑いながら「彼らはみんな日本に行く。儲かるからね。自分だって行けるものなら行きたい」とトルコ語で答えた。

写真133 インジェス村の人々の状況

(8) 参考

以上の調査を終え、当方はそのまま次の調査地であるカフラマンマラシュ県に向かい、その途中でジャンダルマと別れた。

なお、調査の過程において、ジャンダルマは、当方が村人たちと日本語で何を話したのかについて全く尋ねようとはせず、会話の内容に関心のない様子であった。

また、調査の過程において、ジャンダルマに対して敵意を示した者は全く見当

たらず ([REDACTED] の息子が敵意を示したのはあくまで当方に対してである。), そればかりかいずれの村でもジャンダルマは笑顔で迎えられていたことに照らせば, ジャンダルマと住民との関係は良好であることが窺われた。

第5章 カフラマンマラシュ (Kahramanmaraş) 県における調査結果

第1節 参考

平成16年7月6日朝、局付が宿泊ホテルのロビーに向かうと、2名の壮年男性が当方を待っていた。通訳人によれば、彼らは迎えの警察官であり、それぞれ [REDACTED] 及び [REDACTED] と名乗った。

この日は、県警本部における面会時間がいまだ決まっておらず、その場で面会時間の相談を行った。

なお、その際、雑談の中で、警察官らの求めに応じて来訪目的を「日本で難民だと主張するクルド人がいるので、調べに来た。彼らは、あなたたちに拷問を受けたと言っている」と伝えると、警察官らは大爆笑し、「いったい何の冗談だ。我々2人もクルド人だ。このあたりの警官の多くはクルド人だぞ。なぜ同胞に拷問なんかしなければならぬんだ」と述べた。

写真134, 135 ホテルロビーの景観

写真136ないし140 ホテル周辺の景観

第2節 カフラマンマラシュ県警察本部

1 日時 平成16年7月6日(火) 9:30~9:55

2 場所 県警 [REDACTED]

3 先方 [REDACTED]

4 [REDACTED] の供述要旨

調査の趣旨は了解した。調査には全面的に協力する。もちろん、日本で難民だと主張している人たちは真の難民ではなく、経済的な要因に基づくものであると思う。トルコには様々な民族がいるが、私たちは国際的な人権条約に加盟しており、彼らを守ることは国際的な責務であるとする。私たちの国では、アタチュルクの理念の下、民族的な起源をもって人権を制限するようなことはない。

第3節 カフラマンマラシュ県裁判所検察局

1 日時 平成16年7月6日(火) 10:00~11:05及び12:05~13:30

2 場所 [REDACTED] (昼食は裁判所地下食堂)

3 先方 [REDACTED]

注) 通常の検事は「サブズィ savcisi」、検事正は「バイサブズィ bassavcisi」という。

(以上につき)

写真141, 142 裁判所の状況

写真143, 144 裁判所地下食堂の状況

なお、写真143は左から [REDACTED]

写真144は左から [REDACTED]

写真145, 146 裁判所周辺の状況

写真147 市内アイスクリーム店の状況

なお、左から [redacted] 3人置いて [redacted]

4 [redacted] の供述要旨

(1) 一般論について

調査の趣旨は了解した。難民問題に関する貴国の努力に敬意を表する。日本とトルコには、文化と伝統が似ているところがあり、国民レベルでは根の深い繋がりがあると考える。

トルコの未来を考えたとき、大切なのは人権保障の分野である。人権侵害があったとき、これは絶対に容認されてはならない。これまでも、トルコにおいて、公務員による人権侵害があったことは否定しない。しかし、いずれも個人が行ったものであって、我々がこれを容認したことはない。我々は、相手が警察であろうが、ジャンダルマであろうが、常に厳正に対処してきた。

トルコでは、民族が何であろうと差別することはない。トルコにいるあらゆる民族の者が、あらゆる職種に就いている。私は、建国の父ケマル・アタテュルクが築いた原理・原則の基に、国を作っていくたいと考える。

残念なことに、こうした私たちの考え方は、以前ヨーロッパで正しく理解されなかった。そのため、単なる不法移民がドイツやベルギーで難民として認められた。その結果どうなったか。残念ながら、彼らの治安は悪化した。今ではヨーロッパ諸国も誤りに気づいている。私は、貴国がこの問題に慎重な態度で臨んでいることを評価する。

(2) 書類の真偽確認について

(当方から

資料1-3 [redacted] に対する逮捕令状と題する書面

資料1-4 [redacted] に対する検事総長室作成とされる書面

を示し、その真偽の確認を依頼したところ、先方は、どこかに電話をかけた。そして、しばらくして電話を受けた後) 今、パスルジュック郡裁判所検察局の検事に指示して記録を確認させたが、拝見した文書はいずれも偽物である。資料1-3の逮捕令状については、パスルジュック郡裁判所が発行したものではない。また、資料1-4の書類も、パスルジュック郡検察局が発行したものではない。念のため確認してみたが、当県内のいかなる機関においても、これまでにこの両名に対して逮捕状を発付したことはない。

実は、2003年に大がかりな逮捕状等公文書偽造事件が発覚したのだが、

[REDACTED]

この県では、外国に出稼ぎに行きたいものも多く、そのために難民制度を利用しようとする者も多い。今回拝見したものはいずれも偽造だったが、実は本物の逮捕状を入手することを企てる者もいる。最近、ヨーロッパ諸国も難民申請者の嘘に気づくようになってきたので、申請者の側の手口も次第に巧妙化している。

[REDACTED]

どうせまた何か新たな手を考えてくるだろう。みんな外国に出稼ぎに行きたくてたまらないのである。

(3) 参考

当検事局の検事は、全部で11名である。

全刑法犯における有罪率は、確か52パーセントほどである。このように有罪率が低い理由は、捜査体制の不十分さにあると考えている。警察やジャンダルマは、被疑者を逮捕するだけで、その後の捜査は検事だけで行っている。警察やジャンダルマは我々の指揮を受けているが、これはあくまで個別の事件捜査に関してであって、彼らはいくまで内務省に所属しているから、結局捜査は検事だけでやらざるを得なくなることが多い。そのため、十分な捜査を行うことが難しいのである。私は、トルコ検察は自前の捜査員を持つべきであると考えている。警察を完全に私たちの指揮下に置いてこそ初めて十分な捜査を行うことができるだろう。

第4節 カフラマンマラシュ県庁

1 日時 平成16年7月6日(火) 11:10~12:00

2 場所 [REDACTED]

3 先方 [REDACTED]

(以上につき写真148, 149)

4 [REDACTED]の供述要旨

調査の趣旨は了解した。貴国がこの問題に真剣に取り組んでいることに敬意を表す。貴国で難民申請するトルコ人は、正しい理由で申請をしていないと思う。

ただ、御理解いただきたいのだが、全ては貧困のせいである。現在、全世界において実に1兆ドルが軍事費に使われている。その10パーセントが貧困対策に使われれば、この世界からテロはなくなるだろう。貧しい者を助けるのは先進国の責務であると、私は考える。もちろんあなたがたの調査には全面的に協力するが、彼ら

が外国に出稼ぎに行くのは当然のことであると、私は考える。

第5節 パサルジュック (Pazarcik) 郡ヒュルリエット村 (Hürriyet) 及びその周辺の視察

- 1 日時 平成16年7月6日(火) 15:30~16:25 (ラゾラル地区)
16:30~16:35 (アジャウスララ地区)
16:55~17:45 (中心地区)
- 2 同行者 [REDACTED] (ジャンダルマ・[REDACTED]) ほか数名
- 3 視察場所

当方は、ジャンダルマの案内で、ヒュルリエット村及びその周辺を視察した。

なお、同村の [REDACTED] と称する後記 [REDACTED] 氏を含む村人らによれば、本体である集落の周辺に、パカンムル地区、チャタルユルトゥ地区、ユカルメラゾラル地区、アハウラゾラル地区といった集落があるとのことであったが、入手した地図上は記載されていなかった。

資料6 ヒュルリエット村周辺の地図

また、慎重に観察した結果、今回同行したジャンダルマもいずれも日本語は解さないものと認められた。

写真150ないし156 ヒュルリエット村に至るまでの景観

なお、写真150ないし153は市近郊

(1) ヒュルリエット村ラゾラル地区

ア 当方はまずラゾラル地区に赴いたが、当方が村内で降車すると、壮年の男性が笑顔で近づいてきて、日本語で「こんにちわ。私、[REDACTED]。[REDACTED]。私、日本に住んでた。[REDACTED]、わかるか」などと述べた。

ラゾラル地区には全く人気がなかったことから、[REDACTED] に理由を尋ねたところ、トルコ語で「ここは農業ができないところだから、みんな夏は放牧のためにカイセリ (Kayseri 県) に移り住む」と述べた。

写真157 村に到着した直後の写真 (左端が自称 [REDACTED])

イ 局付が [REDACTED] に対し、「あなたはなぜ日本に行ったのか」と尋ねると、[REDACTED] は、笑いながら、トルコ語で「金を稼ぐ。他に何がある。俺は [REDACTED] して行った」と述べ、更に「俺はもっと稼ぎたかったから、難民と言った。でもだめだった」と述べた。局付が「裁判は起こしたのか」と尋ねると、[REDACTED] は日本語で「起こさない」と述べた。局付が「なぜ」と尋ねると、[REDACTED] は日本語で「必要ない。刑務所、嫌」と答えた。局付が「あなたは、トルコに帰ったら危なかったのではないのか」と尋ねると、[REDACTED] は、相好を崩して笑い、右手を顔の前で大きく左右に振りながら、日本語で「ない、ない。危なくない」と述べた。そして、[REDACTED] は、局付のほうを見てにやっと笑いながら、「また日本行きたい。だめか」と述べた。

局付が、「ここの住人で日本に行った人は他にいるか」と尋ねると、[REDACTED] は日本語で「たくさんいる。[REDACTED]。[REDACTED]。みんな働きたい」と述べた。

そして、[]は、突然 []に対し、トルコ語で「署長、あなただっ
きっと日本に行きたくなりますよ。すごい稼げるんですから。俺は稼げなかつ
たが、稼いだやつもたくさんいるんだ」と述べた。 []は苦笑いをしな
がら黙って聞いていた。

ウ 当方が村内を視察していると、 []が突然携帯電話で誰かと話し始めた。通
訳人によれば、 []が使用しているのはクルド語のようであったが、 []
は特にそれを制止しようとはしなかった。

写真158ないし168 村内の状況

写真169 電話をかける []

エ 局付が []に対し、「このあたりはPKKの活動はどのようなのですか」
と尋ねると、 []は、「何もない。平和な村だ」と答えた。

ところが、それを脇で聞いていた []が、突然 []に対して何か叫ん
だ。通訳人によれば、 []は、「 [] あなたは今『何もなかった』と言わな
かったか。今はないにしても、昔はいろいろあったじゃないか。あんたたちとP
KKが戦ったし、村の者が捕まったことだってあったじゃないか」と述べてい
るようであった。 []は、苦笑いしながら「今は何もないと言っただけ
だ」と答えた。

そこで、局付において、 []に対し、通訳人を介して「あなたの言う昔とは、
いつごろを指すのか」と尋ねると、 []は「1993年、1995年、このこ
ろまでは村の者が逮捕されたことだってあった。あのころは、本当に危なかつ
たんだ。私は嘘は言っていない。確かに今は何もない。拷問もない。でも昔は
本当にあったんだ」と答えた。そして、 []は、局付に向かって、語気鋭くト
ルコ語で「だいたい、日本の外国人政策はひどい。日本は景気が悪いと言って、
出稼ぎを歓迎しない。ここをよく見てくれ。学校もない。水もない。道路もな
い。モスクもない。夏は他の町に行かなければならない。日本にこんな村あり
ますか。トルコには仕事がない。もっと日本で働かせてくれ」と述べた。

オ 局付が、 []に対し、村の由来を尋ねたところ、 []は、「もともと我々はア
ドゥヤマン県ギョルバシ郡のマフキャンル村にいた。そして、1930年代に、
このヒュルリエット村やガジアンテップ県のテキルスイン村やコチュル村に移
り住んだ。だから、私たちは元は一緒であり、たどっていけばマフキャンルに
いた4つの家族にたどり着く。今でもテキルスインの連中とつきあいがあるし、
親戚もいる」と述べた。

カ 最後に、地区内で全員並んで写真撮影を行った。写真撮影後、 []は、 []
[]に対し、にやにや笑いながら、右手でいわゆるVサインを作って示した
上、「そういえば、日本では、写真を撮るとき、みんなこうやるんですよ。これ
ってあなたがたが、クルド人の勝利を求める印、分離主義の印だと言ってたや
つでしょう。昔は、これやったらみんな捕まりましたよね。日本人みんながこ
れやるのを見て、私はびっくりしましたよ。日本人はみんなクルドの勝利を願
っているんですよ」と述べた。 []は、苦笑いしながら「何を言ってい
るんだ。それは本来平和を求めるという意味なんだ」と答えた。

写真170, 171 村内における写真撮影

キ 同地区での視察を終えて次の地区に向かうために車に乗り込んだ後、局付が、運転手として雇用した現地人運転手に対し、「あの[]はあそこまでして大丈夫なんだろうか」と尋ねた。すると、運転手は、「大丈夫だと思います。トルコは本当に変わったのです。10年前、あの[]の言ったことの10分の1を言っただけで、直ちにジャンダルマに連行され、頭に銃を突きつけられ、ひどい目に遭っていたでしょう。でも今は何もありません」と述べた。なお、上記運転手はクルド系であり、その供述の詳細については後記のとおりである。

(2) アシャウラズラル地区

降車した上で視察した。なお、[]によれば、ここの住民も放牧で移動中とのことであった。

写真172, 173 アシャウラズラル地区に至るまでの景観

写真174ないし179 アシャウラズラル地区の状況

(3) ヒュルリエット村本体

ア 当方が到着して降車すると、間もなく若い男性が笑顔で近づいてきて、[]と握手した。その男性は、当方を認めると更に笑顔になって、「こんにちわ。日本から来ましたか」と流ちょうな日本語で話しかけてきた。

この男性は、自らを「私、[]です。日本に[]いました。日本で[]していました」と述べた。

写真180ないし183 ヒュルリエット村本体に至るまでの景観

写真184 写真中央が自称[]

イ やがて、他の村人たちも集まってきたが、いずれも笑顔で[]と握手ないし挨拶しており、緊張感は微塵も感じられなかった。

そして、自称[]が、「私の家来てください。お茶飲んでください」と述べたことから、当方は彼の家を訪問することとし、彼の家の上階部分で村人たちと話しかけた。

写真185ないし194 自称[]宅内及びその周辺の状況

なお、写真189において、[]はVサインを実行している。

自称[]は、笑顔で「日本でたくさんお金貰いました。日本、暑かったけど、いい国です。また働かせてください」と述べた。

また、自称[]は、1人の壮年男性を示して「[]です。最近、彼も日本に働きに行ったが、お金がないから駄目だと言われ、[]に泊まった」と述べた。

[]と説明された男性(写真192の左端の人物)は、通訳人を介して「ホテルの風呂はとていい風呂だった。うちには5人も子供がいるんだ。日本で働かせてくれ」と述べた。

ウ 当方が、村長に対し、「最初に日本に来たのは誰なのか」と尋ねると、[]は「[]かな。彼は、今はガジアンテップで働いているが、[]ころ日本に行ったはずだ」と答えた。

エ 局付において、自称[]の居宅の台所が目に入ったので、「写真に撮

ってもいいか」と尋ねると、同人は笑顔で「どうぞ、どうぞ」と答えたので、写真撮影を実施した。

写真195 自称 [] 宅の台所の状況

カ 当方が2階廊下に出ると、更に村人たちが写真を撮るよう求めてきた。

写真196ないし199 自称 [] 宅の2階における写真

そのうち、自称 [] は、局付に対し、3階へと通じる階段を示しながら、「行きますか」と述べた。そこで、通訳人を含む当方日本人3名は3階へ移動したが、ジャンダルマはいずれもついてこなかった。

当方が3階からの景観を眺めていると、ついてきた自称 [] は、局付に近づき、一転して真剣な表情を見せながら、局付に対し「私、また日本で働きたい。でも5年は駄目と言われました。5年も待てない。どうしますか」などと訴えた。その様子からは、彼が当方の職業をある程度推察していることが窺われた。

局付が、「なぜ日本で働きたいの。ここもいいところじゃないか」と申し向けると、自称 [] は、両手を振り上げながら、甲高い日本語で「どこがですか。電話ない。道もない。何もない。どうしますか。どうしますか」などと叫んだ。

局付が、「でも、ここには家族がいるんでしょう。離ればなれになるよ」と申し向けると、自称 [] は、更に熱心な様子で、真剣な顔で「家族のため、私働きたい。私、トルコ帰ってからずっとずっと仕事ない。ここでは働けない。日本で働かせてください。私、悪いこと何もしない。絶対しない。絶対よ。私、ただ働くだけよ」などと叫んだ。

局付が、「まあ、写真でも撮ろうよ」などと申し向けると、自称 [] はいったんおとなしく引き下がり、再び笑顔で雑談に興じるようになった。

写真200ないし203 自称 [] 宅3階における状況

写真204ないし208 同所からの景観

なお、写真208は小学校との説明を受けた。

キ その後、当方は、自称 [] 宅を出て村内を視察した。

その際、自称 [] は終始当方の跡をついてきていた。そして、自称 [] は、局付に対し、何度か日本語で「5年長いです。どうしますか」と話しかけていたが、そのうち、日本語で「私、恋人いる。日本人、 [] さんです。今でも電話してます。彼女と結婚したら日本入れる？」と述べた。局付において「それは入れるかもしれない」と述べると、自称 [] は、突然両拳を振り上げながら、「イヤッハウ」というような奇声を発した。局付が驚いて「でも、日本に入ったら別れるなんていうのは駄目だ。一生大切にしなければ駄目だ」と述べると、自称 [] は、興奮した様子で、笑いながら「そんなことしない。私、彼女を愛してる。大事にする。心配ない、心配ない。私、悪いことしない。仕事だけ、仕事だけよ」と述べた。

資料7 ヒュルリエット村の概略図

写真209ないし221 村内の状況

なお、写真210はジャンダルマと子供が仲良く連れ立って歩いている状況を撮影したものである。

また、写真211ないし214は、村人の説明によれば[REDACTED]及び[REDACTED]なる人物の家であり、写真213は家人から撮影してくれと依頼されて撮影したものである。

また、写真221は[REDACTED]の家と説明されたものである。

第6節 ジャンダルマ・パサルジュック署

1 日時 平成16年7月6日(火) 18:30~18:55

2 場所 [REDACTED]

3 先方 [REDACTED]

4 [REDACTED]の供述要旨

(1) ジャンダルマについて

我々のシステムは、イタリアやフランスを真似たものである。ジャンダルマと警察は、内務省の指揮監督の下、ともに警察機能を果たしている。

今日あなたがたを案内した村の者たちは、みなクルド語を話している。今回立ち寄りなかったが、途中にあった村の者たちはトルコ語を話している。今日見てもらったとおり、貧しさに差はない。

我々の管轄下には12の支署がある。我々は、犯罪予防のため、日々管轄の村を巡回している。

(2) 難民問題について

私は、海外で難民だと主張する者はいずれも経済的動機に基づいていると理解している。現在、このあたりでPKKと繋がると考えられるような者はまずいない。日本にPKKと関わりのある者がいるなど聞いたことがない。もしそのようなことを主張する者がいるとすれば、それはただ日本で働きたいためにPKKとの繋がりを仮装しているのだろう。私にはそうとしか考えられない。我々は、そうした仮装者には関心がない。国外で働きたいなら好きにすればいいし、そのために我々を悪く言って難民だと主張したいのであれば、やはり好きにすればいいと、私は思う。この問題は、あくまで外国で働きたい連中と、そうした者を受け入れるかどうかを考えるあなた方外国政府との間の問題であって、我々には関係がないことである。我々が関心があるのは、あくまでトルコの治安を脅かす者、つまり真のテロリストだけである。

ただし、海外で働きたい者たちを相手に、いわゆるブローカーとして暗躍している者たちがいる。私が聞いたところでは、国外への出稼ぎの斡旋料は5,000ドルくらいらしい。そうしたブローカー連中の中には、テロリストと繋がっている者もあり、その斡旋で得た利益がテロ組織に流れていると考えられる。こうしたブローカーの中には、外国にいる者もいる。我々は、ドイツ、イギリス、スイスに潜伏中のある人物たちの動向に関心を持っている。しかし、現在日本にいるトルコ人の中で、我々が関心を持っている人物は全くいない。

私の話を信じることができなければ、難民だと言う連中を日本に置いて働かせ

てあげればいい。それで貧しい者が救われることになるだろう。私が困ることは何もない。

5 参考

██████████は当方に対し、村人と日本語で何を話したかについて一切尋ねようとはせず、その態度に照らせば、██████████らジャンダルマは、村人たちと当方の会話の内容に関心を有していないと認められる。

第6章 アドゥヤマン (Adiyaman) 県における調査結果

第1節 参考

写真222ないし224 宿泊したホテル周辺の景観

第2節 アドゥヤマン県庁

1 日時 平成16年7月7日(水) 10:05~10:45

2 場所

3 先方

(以上につき写真225, 226 左から2番目が

4 の供述要旨

(1) 一般論について

調査の趣旨については了解した。我が県の全ての機関があなたがたに全面的に協力する。私たちトルコ人は、日本人に親しみを感じている。我々は、日本で難民認定申請している者たちは、政治的な理由ではなく経済的な理由に基づいていると理解している。多くの同胞が欧米各国で難民だと主張したが、その真の目的は経済的なものであった。トルコでは、憲法上、人種、宗教、民族の差別などなく、すべて平等である。現在、トルコはEU加盟プロセスの中にあり、我が国の行為はEUや国際社会による監視下にあるので、人権侵害が起こることはあり得ない。いずれにせよ、現地に行ってしっかり調査するというあなたがたのやり方は、真実を明らかにする意味で正しいものである。

(2) ギョルバシ郡マフキャンル村の視察について

結論から言えば、現在、そのような村は存在しない。詳細については、ギョルバシ郡から説明をさせるので、彼を訪問してほしい。

(3) 旅券発給について

我々は、旅券の発給申請を受けた際、申請者については被疑者リストに登載されているかどうかを慎重にチェックし、登載のない者についてのみ旅券を発給している。

例えば、この県内で、今年の1月から6月までの間で、合計23人から日本への渡航希望に基づく旅券発給申請があった。しかしそのうちの1名については、窃盗罪で手配中であることが確認されたため、旅券の発給を拒否している。

したがって、正規の旅券発給を受けて日本に来た者について、警察やジャンダールマが関心を持っている者であるはずがない。

第3節 アドゥヤマン県裁判所検察局

1 日時 平成16年7月7日(水) 11:10~11:50

2 場所

3 先方

注)当初は[]とのみ話していたものであるが、途中、実際に係属中の文書偽造事件の担当[]ということで、[]が呼び出されて参加したものである。

(以上につき

写真227 裁判所の状況

写真228 []において 右から []

写真229 []において)

4 []の供述要旨

調査の趣旨は了解した。全面的に協力する。

(当方から

資料1-1-1 []に対する管轄外決定書と題する書面

資料1-1-2 同人に対する不在逮捕令状と題する書面

資料1-5 []に対する逮捕令状と題する書面

資料1-6 []に対する逮捕状と題する書面

資料1-7 []に対する逮捕令状と題する書面)

を示した。)

このうち、資料1-5、1-6についてはギョルバシ郡裁判所関係のものであるから、そちらで聞いて欲しい。

資料1-1-1及び1-1-2は真っ赤な偽物である。記録を確認したが、いずれも当県裁判所が作成したものではない。ちなみに、[]

なお、この[]に対し、これまでに当県内のいかなる機関も逮捕状を発付したことはない。

資料1-7に関しても、記録を確認した結果、当県裁判所が作成したものではなく、偽物である。なお、確認した結果、この[]という人物に関して、これまでに当県内のいかなる機関も逮捕状を発付したことはない。

なお、当県でも、[]事件が発生しており、現在訴訟係属中である。詳細は担当[]に説明させる。

5 []の供述要旨

[]事件は複数係属中である。1つは、2002年に発覚したもので、[]

[]事件である。

[]という事件もある。

結局、こうした偽造逮捕状を求めるような人々にとって、生きる道とは、海外で働くことしかないのだ。そのためには、PKKとの関わりを疑われているとでっち上げ、難民として認定されることが、最も手っ取り早いのである。しかも、難民認定機関にとっても、海外で起こったことについてはなかなか真偽を確認できないから、嘘をついてもばれにくい。実際、うまく難民認定機関を騙して難民として認定され、堂々と働いている者がたくさんいる。我々も、先ほどお話しした事件のように、国内にいる偽造関与者たちに対しては厳しく対処しているが、これはあくまで偽造事件としてであって、偽造された文書を海外で行使した件については我々としても追及しようがないのが実情である。もちろん理論的には海外での行使事案も処罰可能なのであるが、証拠が海外にある以上、立件は困難である。このように、ほとんどリスクなしに海外で堂々と働ける手段であることから、海外で働きたがっている連中がみな偽造逮捕状を求めるのである。そして、求める者がいるから、偽造事件も跡を絶たないのである。

第4節 アドゥヤマン県警察本部

- 1 日時 平成16年7月7日(水) 12:05~13:30
- 2 場所 [REDACTED] (途中で警察保養施設に移動して昼食)
- 3 先方 [REDACTED] ほか5名
(以上につき写真230)

4 [REDACTED]の供述要旨

調査の趣旨は了解した。私は、日本で難民だと主張している人たちは、要するに日本で働きたいのだろうと理解している。今回調査をされて、いかに嘘がたくさん含まれているか理解されただろう。あるいは、自分がクルドだという話自体が嘘かもしれない。ただ、それは確認しようのないことである。

また、マフキャンル村については、存在していないようである。彼らは放牧のために移動する人たちであり、その過程において複数の箇所之家を構えるようになったようである。

第5節 アドゥヤマン県ギョルバシ郡庁

- 1 日時 平成16年7月7日(水) 14:50~15:40
- 2 場所 [REDACTED]
- 3 先方 [REDACTED]

注) [REDACTED]

とのことであるが、氏名未確認。

(以上につき写真231 左から 2人置いて 後記

4 の供述要旨

調査の趣旨は了解した。当郡記録局が確認した結果、これまで正式にマフキャンル村というものが存在したことは確認できない。ただ、かつてマフキャンル一族と呼ばれる集団が当県内で生活していたことはあったようだ。彼らは、300戸2,000人程度の集団で、カフラマンマラシュ県パサルジュック郡ヒュルリエット村を本拠としつつ、夏にはカイセリ県やガジアンテップ県で放牧をしていたと伝えられている。彼らのうち、約4割が牧畜に従事、約3割が国外で就労し、残りが国内で就労していたようである。

注) 別途確認したところ、トルコのこうした放牧従事者は集団で行動しており、300戸というのはかなり小さい部族のようである。

この郡を含め、このあたりでは海外に出稼ぎに行くことは多い。壮年男性の3人に1人は海外で働いているといってもいい。多くはドイツに行っている。

それにしても、あなたがたは日本における裁判での立証のために証拠を収集する目的で来たとのことだが、わざわざここまで来なければならないような状況なのか。出稼ぎ者が嘘をついて難民認定を受けようとするなどという話は、ヨーロッパでは既に分かり切った話である。日本ではまだそんな嘘が通用しているのか。

第6節 アドゥヤマン県ギョルパシ郡裁判所検察局

1 日時 平成16年7月7日(水) 15:50~16:30

2 場所

3 先方

注)

(以上につき写真232

4 の供述要旨

調査の趣旨は了解した。全面的に協力する。

(1) 逮捕状の真偽確認について

(当方から

資料1-5 に対する逮捕令状と題する書面

資料1-6 に対する逮捕状と題する書面

を示した。)

いずれも偽物である。まず資料1-5については、

また、資料1-6については、

なお、念のため確認したが、

及び

の

いずれについても、これまでに当県内のいかなる機関からも逮捕状の発付を受けたことはない。

(2) その他

ここには2人の検事と4人の裁判官がいる。

県裁判所検察局には検事正がいるが、郡裁判所検察局にはそのようなものはなく、同格の検事がいるだけである。

トルコでは、刑法犯全体の有罪率が5割程度しかない。これは、我々の人員不足に原因がある。トルコの警察の捜査能力は十分ではない。十分な捜査を行うことができるのは検事だけだが、人数が足りず、そのため有罪率が低いのである。

公務員による犯罪については、むしろ他の案件以上に厳正に対処している。確かに昔は、執行猶予刑や罰金刑の言渡しが多かったが、今はそのようなことはない。そもそもトルコでは、自白を獲得するために拷問を使えば、その自白は証拠能力を失ってしまい、証拠として使えなくなる。

警察やジャンダルマが独自の判断で被疑者を逮捕するということはない。全て事前に検事に相談し、検事の指揮の下で逮捕している。検察に送致した後も被疑者は警察の留置場にいるが、警察が捜査するのは送致までで、送致を受けた後は検事のみで捜査を行う。

取調べは警察署の取調室で行っている。取調べ室には必ず監視カメラがあり、取調べ中は常にその状況を録画しているから、拷問があればすぐに分かるようになっている。ジャンダルマから送致を受けた被疑者についても同様であり、我々はジャンダルマの取調室で取調べを行うが、そこにも同様の監視カメラがある。

この町の男性の8割は外国での出稼ぎ経験者だろう。ほとんどはヨーロッパに出稼ぎに行っている。

この県では、テロはほとんどないが、全くないわけではない。つい最近もPKKによるものと思われる爆破事件があり、3人が死亡し、ジャンダルマの1人が足を失った。

5 参考

法廷を見学したが、壇上には裁判官と検事が並んで座るようになっていた。

写真233, 234 なお、写真左側が検事の席で、右側が裁判官の席とのことである

また、検事の案内で併設された警察署の取調室を見学したが、壁の上方に監視カメラが設置され、別室でモニターを確認できるようになっていた。

写真235, 236 取調室の状況

併せて、警察署の留置場を見学したが、案内された留置場は2人用であり、かなり広いものであった。

写真237, 238 留置場の状況

なお、視察後直ちにマラティア県に向かったが、その間の景観を写真撮影したので、参考までに添付する。

写真239ないし257 マラティア県に至るまでの景観

写真239ないし257 マラティア県に至るまでの景観。この範囲には、マラティア県の自然環境と人文景観が広がっている。山岳地帯の雄大な風景から、平野部の豊かな緑地帯まで、多様な景観が観察できる。また、伝統的な建築様式や農業風景も特徴的である。

この地域の景観は、自然の美しさと人間の営みの調和が感じられる。山々の稜線が空を切り裂くように見え、谷間に広がる緑は生命力を象徴している。また、村々の佇まいからは、長い歴史と文化の息遣いを感じることができる。

写真239ないし257の範囲には、マラティア県の自然環境と人文景観が広がっている。山岳地帯の雄大な風景から、平野部の豊かな緑地帯まで、多様な景観が観察できる。また、伝統的な建築様式や農業風景も特徴的である。

この地域の景観は、自然の美しさと人間の営みの調和が感じられる。山々の稜線が空を切り裂くように見え、谷間に広がる緑は生命力を象徴している。また、村々の佇まいからは、長い歴史と文化の息遣いを感じることができる。

写真239ないし257の範囲には、マラティア県の自然環境と人文景観が広がっている。山岳地帯の雄大な風景から、平野部の豊かな緑地帯まで、多様な景観が観察できる。また、伝統的な建築様式や農業風景も特徴的である。

この地域の景観は、自然の美しさと人間の営みの調和が感じられる。山々の稜線が空を切り裂くように見え、谷間に広がる緑は生命力を象徴している。また、村々の佇まいからは、長い歴史と文化の息遣いを感じることができる。

第7章 マラティア (Malatya) 県における調査結果

第1節 参考

写真258ないし264 宿泊したホテル周辺の景観

なお、写真263、264はホテル正面にあるショッピングセンターであり、264は前夜撮影したものである。

第2節 マラティア県庁

1 日時 平成16年7月8日(木) 10:00~10:40

2 場所

3 先方

(以上につき写真265)

4 [redacted]の供述要旨

調査の趣旨は了解した。日本で難民と主張している人たちは、言うまでもなく経済的な理由からそのような主張をしているものと、私は理解している。少なくともこの県では、テロらしいテロはほとんどない。

ただ、経済的な理由から難民だと主張すること自体は、仕方のないことだと思う。このマラティア市は、この辺りでは最も大きな町であり、市の人口は約38万人に達する。しかし、そのうちの約6万人は最低賃金に達しておらず、生活保護の適用を受けているのである。最低賃金とは月にたったの3億1千万リラ(約2万円)だが、それでも6人に1人はそれだけの収入を得られないで苦しんでいるのである。

あなたがたには、こうした彼らの貧困をよく見て欲しい。そして、日本で働かせてやってほしい。そのために難民だと認めることが必要だと言うのであれば、どんどん難民と認定してやってほしい。

もちろん、文書偽造は犯罪であり、いくら難民と認定してほしいからといって偽造文書を使うというのはやりすぎである。

いずれにせよ、調査には全面的に協力する。日本で裁判を起こしている者の家を見て写真撮影したいとのことだが、警察に案内させよう。詳しいことは警察と相談してほしい。

第3節 マラティア県裁判所検察局

1 日時 平成16年7月8日(木) 10:50~12:15

2 場所

3 先方

注)

(以上につき写真266ないし268 写真266の左端が [redacted]、右端が [redacted] である。)

4 [redacted]の供述要旨

(1) 一般論

調査の趣旨は了解した。

我々は、かつてヨーロッパにおいて偏見に苦しめられてきた。我々は、ケマル・アタチュルクの理念に基づき、いかなる民族も差別を受けるべきではないと考えてきた。トルコにおいては、すべての民族がトルコ国民として平等である。実際、大統領にも軍の司令官にもクルド人はいる。この裁判所にもたくさんのクルド人が働いている。トルコは欧州の様々な人権条約にも加入しているし、トルコ人の欧州人権裁判所への提訴権も認めている。

しかし、その一方で、テロに対しては厳しく対処しなければならない。我々は、これまでテロリストの脅威にさらされてきた。90年代にはテロとの戦いで実に3万人が死んだと言われている。2000年を境にテロは激減したが、それでもテロに対して油断すべきでないのは今も変わりはない。PKKは、人の密輸や麻薬にも関与している組織であり、日本政府も真剣に対応してほしい。

確かに、海外で難民だと主張している者たちは、結局のところ経済的動機から、その国に滞在する方便として難民制度を利用しているだけのものであると、我々も理解している。しかし、そうしたただ働きたいだけの者を利用する者たちがいることも事実である。海外で働きたいだけの素朴な村人を騙し、法外な手数料を取っている仲介者たちの存在を、我々は把握している。こうした仲介者たちの得た資金がテロ組織に流れている可能性については、十分慎重に捜査しなければならない。

いずれにせよ、我々は、あなたがたの調査に全面的に協力する。よくここまで来られた。ヨーロッパは、時として我が国を偏見の目で見ることがあるが、日本はそうではないと信じている。日本とトルコは、地理的には離れていても、伝統を重視する心に共通するところがある。日本人はとても正直で働き者である。

(2) 公文書の真偽確認について

(当方から以下の資料を示した。

資料1-2 [redacted]に関する召喚状と題する書面)

これは明らかに偽物である。見ただけですぐわかる。 [redacted]

[redacted]

また、念のため確認した結果、これまで当県内のいかなる機関においても [redacted] に対して逮捕状を発付したことはない。

ちなみに、 [redacted]

(3) 参考

かつて国家治安裁判所が存在したとき、検事正は2人いた。一般刑法犯を扱う検事正と、国家治安裁判所の案件を扱う検事正である。その際、検事正の格としては、一般刑法犯を扱う検事正のほうが上だった。現在は、国家治安裁判所の廃止に伴い、その案件を扱う検事正は転出し、

5 の供述要旨

テロ対策法8条については、2003年8月7日施行の刑法169条改正に伴い、運用が改められた。従来、テロ組織への精神的共感を対外的に示すだけでも、起訴に値すると考えられていた。例えば、大衆の前でオジャランの写真を掲げれば、それだけでも起訴に値すると考えられた。この場合、だいたい刑期3年9月の求刑を行い、有罪である場合には刑期1年3月程度の実刑判決が出されるのが通例であった。

しかし、現在は、オジャランの写真を掲げているくらいでは起訴に値しないと考えられており、具体的にテロをそそのかすような行為があるかどうかで起訴価値が決まる。

第4節 マラティア市ジュマル・ギュルセル (Cemal Gürsel) 地区の視察

1 日 時 平成16年7月8日 (木) 14:00~15:00

2 同行者 マラティア県警の警察官2名

3 視察状況

(1) 当方は、市内レストランで昼食を済ませた上、同行していたマラティア県警の私服警官2名とともにジュマル・ギュルセル地区に向かうこととし、警察官に対し、「氏及び氏の家まで行きたい。場所は、ジュマル・ギュルセル地区である」と説明した上、外観上は通常車両にすぎない警察車両の先導を受けながら、出発した。

しかし、私服警官らはいずれも、両名の家の所在を全く知らないようで、途中、警察支署のような建物に立ち寄り、しばらく制服警官と話し込んでいた。

そして、結局その制服警官もパトロールカーで同行し、当方を含め3台の車両で目的地に向かった。

しかし、当該制服警官も地理に暗かったらしく、途中2度ほど、道を間違えてUターンを強いられた。

そして、と思われる辺りに辿り着いたところで、パトロールカーは少し離れたところに待機し、以後当初先導していた警察車両と当方の車両で家屋を目指した。

資料8 マラティア市内の地図

写真269ないし271 目的地に向かう途中における市内景観

(2) 近辺の家屋は、比較のみすぼらしい家屋が多く、いわゆる下町地区であることが窺われたが、当方がの家屋に辿り着いたところ、そ

れは薄いグリーンできれいに塗装された家屋であった。

私服警官が、隣の家の前に座っていた人に上記家屋の住人を尋ねたところ、相手方は協力的でなく、わからないの一点張りであった。

そこで、私服警官が上記グリーンの家屋の住人に声をかけたところ、屋内から女性が出てきた。

その女性は、「この家に住んでいるのは私たちであり、[redacted] などという人は知らない。私は、最近越してきたばかりだから、このあたりの人のことはよくわからない。[redacted] には [redacted] があり、ここは [redacted] である。裏のほうを見たらどうか」と述べた。

写真272ないし274 グリーンの家屋における状況

そこで、当方は再び乗車し、私服警官とともに隣の通りに向かった。すると、その隣の通りは [redacted] になっており、[redacted] など見当たらなかった。

当方は、[redacted] 路上において私服警官と相談し、飛行機の出発時刻までさほど余裕がなかったこともあって、あきらめて帰ることとした。

- (3) ところが、このように当方が話し合っていたところ、近隣住民らしき人たちが次第に周囲に集まってきて、当方に対して事情を尋ねてきた。局付が [redacted] 氏の家を探していた」と述べると、集まった者のうちオレンジ色のシャツを着ている若い男性が、[redacted] の父親の家なら知っている。[redacted] たち兄弟も以前は一緒に住んでいた」と言い出した。そして、紺色の服を着た壮年男性が、トルコ語で「俺は彼らの友人だ。[redacted] という。俺が彼らの家に案内してやろう」と言い出した。

写真275ないし277 近隣住民が集まってきた状況

- (4) そこで、当方は、警察とともに、自称 [redacted] の案内に従って移動した。(なお、その際、自称 [redacted] が警察車両に同乗したように思われる。)

写真278 [redacted] の父親方に向かう状況

当方がたどり着いた箇所は、通りの名称は判然としないものの、家の前に「[redacted]」という数字が刻まれていた。しかし、当方がたどり着いたものの、家の中からは誰も出てこなかった。

写真279、280 [redacted] の父親方であると説明された家屋

すると、自称 [redacted] は、トルコ語で「父親はいないようだ。でも、[redacted] たちの兄弟が近くに住んでいる。俺がもう呼んでおいたから、もうすぐ来るだろう」などと言い出した。

当方はやむを得ず待つこととしたが、その間、局付において、自称 [redacted] に対し、「[redacted] たちはなぜ日本に行ったのか」と尋ねると、自称 [redacted] は、笑いながら、トルコ語で「働きに行ったに決まっているだろう。他に何か理由があるのか。このあたりの連中は、みなどこかに働きに行っているものだ。日本に行ったのは彼らくらいだが」と答えた。そこには、警察の目を気にする様子は全く窺われなかった。

写真281ないし287 [redacted] の父親方と説明された家屋の近辺に

おける状況

(5) 間もなくして、2人の若い男性が現れた。この男性は、[]と[]と名乗り、後者は日本に行ったことがあるとのことであったが、日本語はほとんど解さないようであった。

写真288 []の兄弟と称する2名が現れた状況

なお、手前右から2番目が自称[]で、その斜め後ろの人物が自称[]

局付において、自称[]に対し、通訳人を介して「なぜあなたは日本に行ったのか」と尋ねると、自称[]は「旅行しただけ」と答えた。局付において、「[]たちはなぜ日本に行ったのか」と尋ねると、自称[]が「日本に滞在して日本国籍を取るためだ」と答えた。すると、自称[]が割り込むようにして、脇に佇立していた私服警官のほうを殊更に見ながら、警官にも聞こえるような声で「ここでは話せない。私の家に入ってください。そこで私たちだけで話しましょう」と言い出した。

脇にいた警察官は、これを聞いても特に関心は示さず、制止するそぶりも見せなかった。

当方日本人3名は、やむを得ず自称[]の案内により、[]の父親方と説明された家屋の中に入ったが、警察官らはずついてくる様子を見せなかった。

当方が案内されたのは屋内ではなく、裏庭のようなところであり、自称[]らはそこに敷物を敷き、当方に座るよう求めた。

写真289、290

当方が座ると、自称[]たちが話を始めた。その際、自称[]も同席していた。以下は彼らと当方のやりとりであり、[]は自称[]を、[]は自称[]を、「井」は局付をそれぞれ指すものとする。

「外にはポリスがいたので、きちんと話ができなかった。我々は、[]である。ポリスは、スンニ派である。

井「[]を示しながら)彼に聞かれるのはいいのか。」

「彼も[]だから大丈夫だ。私たちは迫害を受けている。」

井「迫害とは、具体的には何か。」

「勤労の権利がないことだ。我々は働きたくても働けない。私は、以前この地域で3つの商店を持っていた。それぞれ私たち兄弟で経営していた。しかし、その近くに大きなマーケットができた。そのため、商店はみんな潰れた。」

井「それは政府による迫害なのか。」

「そうだ。政府はマーケットの設立を許可した。それによって仕事を失った我々を救ってくれない。これは迫害である。」

井「それだけか。」

「他にもある。[]は公務員になれない。」

井「それだけか。」

「過去にも、シバスで[]の焼討ち事件があった。また、マラティア

では、断食をやらなかった[REDACTED]の者が殺された。」

井「誰に殺されたのか。」

[REDACTED]「スンニ派の人たちによって殺された。」

井「スンニ派の誰に殺されたのか。」

[REDACTED]「人々である。」

井「政府はどうか。」

[REDACTED]「政府とは何か。政府とはスンニ派である。我々は、断食月に、外でタバコを吸えない。レストランが閉まってしまうから、食事をすることもできない。」

井「警察はあなたたちに対してどうか。」

[REDACTED]「彼らはスンニ派だ。みな同じだ。スンニ派が我々に対して何をしようとも、警察は見て見ぬふりをする。」

(ここで、自称[REDACTED]が席を外して屋内に入っていった。)

井「改めて聞くが、あなたはなぜ日本に行ったのか。」

[REDACTED]「旅行をするためだ。」

井「どこを旅行するためか。」

[REDACTED]「日本から来た友人と話がしたかったからだ。日本語の勉強をしていた。」

井「あなたは日本で難民認定申請したのか。」

[REDACTED]「していない。」

井「なぜしなかったのか。」

[REDACTED]「[REDACTED]たちが捕まったから。」

井「あなたは不法滞在者だったのか。」

[REDACTED]「違う。仕事で日本に行った。」

井「仕事とは何か。」

[REDACTED]

井「[REDACTED]」

[REDACTED]

井「[REDACTED]」

[REDACTED]

井「[REDACTED]」

[REDACTED]

井「[REDACTED]」

[REDACTED]

井「[REDACTED]」

[REDACTED]

(ここで自称[REDACTED]がやってきて、自称[REDACTED]に席を外すよう求めた。)

[REDACTED]「[REDACTED]たちは、権利を求める戦いをするために日本に行った。1992年にシバスで[REDACTED]焼討ち事件が起きたとき、[REDACTED]たちはポリスに5、6回拘束された。」

第8章 クルド人運転手の供述内容

当方は、ガジアンテップ県からマラティア県に至る行程の移動手段として、現地の車両をレンタルするとともに、現地人運転手を雇用した。実際に調査を開始した後、実は運転手がクルド人であることが明らかになった。彼によれば、彼は[REDACTED] [REDACTED]大学を卒業したインテリでもあった。当方は、移動の際の機会を利用し、しばしば彼から話を聞いた。もちろん話を聞いたのは、彼以外には日本人3名しかいないという車中でのことであり、彼の率直な態度に照らしても、その供述内容は信用に値すると思われることから、参考までに以下に記載する。

1 私は、[REDACTED]出身のクルド人である。

確かに、昔、クルド人の置かれた状況はとても厳しいものだった。

政府がクルド人そのものを迫害しようとしていたわけではないのだが、PKKとの関係には神経質になっており、PKKとの関係が少しでも疑われようものなら、拷問を受けて取り調べられた。

例えば、夜、ある村にPKKの武装勢力がやってきて、泊まらせろと言う。彼らもまた村人を銃で脅かすのである。仕方なしに彼らを泊めれば、翌日にはジャンダルマがやってきて、お前たちはPKKを支援したと非難し、村人を拘束して拷問にかけるのである。

私自身は、これまでに一度もジャンダルマに拘束されたことはないから、ジャンダルマを見て怖いと思っただけではない。しかし、私の親戚は拘束されたことはある。



昔は、確かにジャンダルマも手段を選んでいなかった時期があった。

2 しかし、これは昔、具体的には10年前ころの話である。

今もこういうことが続いているとは、私にはどうも考えられない。例えば、私は、ジャンダルマの[REDACTED]署長の前で、私がクルド問題についてどう思っているかを堂々と話すことができる。そうすることによって私が何かされるとは、私にはとても思えない。

ヒュルリエット村の[REDACTED]は、[REDACTED]に対して言いたい放題だった。10年前、あの[REDACTED]の言ったことの10分の1を言っただけで、直ちにジャンダルマに連行され、頭に銃を突きつけられ、ひどい目に遭っていたでしょう。でも今は何もありません。日本にいる同胞はそのことを知らないんじゃないか。

(当方の「危険であった『昔』と危険ではない『今』の境目はどこだと思うか」との問いかけに対し) なかなか難しい話だ。地域によっても多少の違いがあるし、ある年を境にして全てが変わったのではなく、少しずつよくなったのだ。ただ、あえ

て言えば、最低だったのは1994年ころだと思う。そこからは毎年のように必ず状況は改善されていた。そして、最も大きかったのは、2002年8月の民主化パッケージの発表だろう。これで全ての人権問題は解消したと、私は理解している。

注) 2002年8月3日、トルコ国会は、法律第4771号により、平和時の死刑廃止、クルド語による教育と放送の許可、軍と国家機関に対する合法的批判の許可を含む14点に及ぶ改革パッケージを採択した。(英国内務省移民国籍局レポート2003年版附属書A)

- 3 また、先ほど私が話したのは、あくまで南東部の、PKKとの戦闘の激しかった地域での話である。あなたたちが調査しているガジアンテップ、カフラマンマラシユ、アドゥヤマン、マラティアは、いずれも南東部とは言わない。このような地域を真の南東部と同じように考えるのはおかしい。

(当方の「ウルファはどうか」との問いかけに対し) ウルファは南東部だが、なぜウルファが南東部開発計画(通称GAP計画)の中心に選ばれたのか。それはウルファが最もテロがなく安定していたからである。ウルファは南東部でありながらアラブ人が多く、PKKの勢力も強くなかった。あの県の連中はドイツに出稼ぎに行っている者が多い。

- 4 アレヴィー派について

私自身は他の宗派に対しては寛大なつもりだが、敬虔なスンニ派の人ほどアレヴィー派のことを許せなく思っているのは事実である。昔、トルコにこんな言葉があった。それは、「クルド人であることは一人前の罪であるが、アレヴィー派なら罪は1.5倍である。」という言葉である。

ただ、誤解しないでほしいのは、これはトルコの民衆が持っている感情に過ぎない。公的には、アレヴィー派に対する差別は容認されていないし、公職に就くことも認められている。例えば、私の知る限りでも、アンカラ県チャカヤック市の市長はアレヴィー派の人だったはずだ。しかも、民衆レベルにおけるアレヴィー派への差別感情も年々改善されており、今もなおアレヴィー派を敵視するのは、せいぜい一部のスンニ派の人々にすぎない。

(当方の「アレヴィー協会に加入すると警察にマークされるのか」との問いかけに対し) それはあり得ない。あの協会に過激性があるなどという話は聞いたことがない。まして、警察がアレヴィー派を敵視するなどということはありません。なぜなら、アレヴィー派は建国の父アタチュルクを支持しているからであり、それは警察にとっても好ましいことだからだ。

アタチュルクは酒飲みだった。敬虔なスンニ派から見れば許し難いことである。そのせいもあったのか、アタチュルクは、宗教に価値を置かない世界、全ての宗派が平等に扱われる国を作ろうとした。それまでずっと差別・敵視に晒されていたアレヴィー派は、喜んでアタチュルクを歓迎した。そして、重要なことは、今でも内務省や軍はアタチュルクを強く支持しているということである。

彼らにとっては、スンニ派にすり寄る現政権からの組織防衛という観点もあるのだろうが、今でも警察やジャンダルマにとって、アタチュルクは絶対である。

注) 確かに、今回複数の警察やジャンダルマを訪問したが、いずれにおいても大きくアタチュルクの写真等が飾られており、言葉の端々にアタチュルクの名前が出てきた。

警察が、アタチュルクを支持する者を敵視するはずがない。警察が敵視するのは、アタチュルクの建国の理念を脅かす者、つまりトルコの統一を損なう思想を有するPKKのような組織だけである。